平成30年度 法人事業計画書

(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

社会福祉法人長尾福祉会

平成30年度 社会福祉法人長尾福祉会 事業計画

【法人理念】

障害をもっていても もっていなくても 男も女も 「生まれておめでとう・成長しておめでとう・長生きしておめでとう」 といえる社会づくりを目ざします

【基本方針】

平成30年度は障害、高齢分野共に給付法の改正があり、地域共生型サービスの推進、地域包括ケアシステムの推進、自立支援、質の高い介護・支援サービスの実現等が掲げられている。

一方、それらの福祉を支える人材不足の問題が、年を追うごとに法人運営上の最も重要な課題となり、社会福祉法人長尾福祉会(以下、当法人)でも避けては通れないところまで来ているのは事実である。

このような社会の変化や慢性的な介護人材不足など厳しい状況のなかであっても、われわれ社会福祉法人は、大人から子どもまで一人ひとりの尊厳や思いを尊重し、それぞれの生き方を支えるサービスを提供するとともに、地域住民や関係機関との連携を一層推進し、多様化する福祉課題に積極的に対応するなど、地域福祉の中核的拠点としての役割を果たさなければならない。

当法人では法人理念のとおり、障害者、障害児、高齢者と全種別横断のいわゆるどんな人でも一生涯支援できる福祉を目指して今日まで事業を行ってきた。

そして今年度、就学前の保育と教育、また支援が必要な子どもや保護者の支援をすべく、認可保育園を設置運営することになり、来年度はさぬき市にこども園を開園予定である。

本年度は、既存事業所と新規事業所の効率的運営と安定的経営、人材の確保・育成・定着に努めるとともに、福祉サービス利用者や地域住民からの信頼確保のための事業を積極的に実施する。

【基本目標】

総合社会福祉法人の特性を生かした地域共生社会へ向けた分野横断のサービスの連携と法人内ワンストップサービスの実現を目指す

【重点事業】

- ・健全な法人経営と積極的な情報公開
- ・地域包括ケアや地域共生型サービスの実施に向けての調査研究
- ・福祉ワンストップサービス実現に向けての調査研究
- ・外国人技能実習生などを含めた人材の積極的採用と育成
- ・中長期事業計画の策定と法人理念の共有と発信

【目標実現のための重点事業体系】

- ・既存サービスの経営評価と情報公開
- ・第三者評価の受審施設への助言、協力
- ・香川おもいやりネットワーク事業及び地域ネットワーク会議への協力推進

- 各施設での総合相談体制構築
- ・法人機能を生かした地域、医療との連携
- ・ 地域雇用の拡充
- ・高校、大学との就職・就学提携の推進
- ・中長期事業計画の策定と法人理念の共有と発信
- ・内部監査体制の整備

平成30年度 法人本部 事業計画

【評議員会、理事会の運営】

- ・評議員会の開催 6月、3月
- ・理事会の開催 5月、6月、9月、12月、3月

【各施設の整備・補修事業等】

のぞみ園

施設改修事業(共用部床の張替え、空調・照明・遮光フィルム工事)

・ゆたか荘

設備改修事業(空調・照明・遮光フィルム工事) 設備更新事業(温冷配膳車・特殊浴槽) 見守りスキャン試験導入

- デイサービスセンターゆたか 設備更新事業(マッサージ機)
- ・ハーティヴィラ亀鶴見守りスキャン試験導入
- ・長尾認定こども園(仮)開設準備、開設に伴う行事の運営

【その他の事業】

- ・さぬき市高齢福祉事業検討委員会の運営
- ・諸制度改革への対応
- 人事労務管理の体制整備
- ・ 法人の広報事業
- ・職員の採用事業
- ・技能実習生の受け入れ支援

【法人運営事業及び業務体制 (定款に基づく事業)】

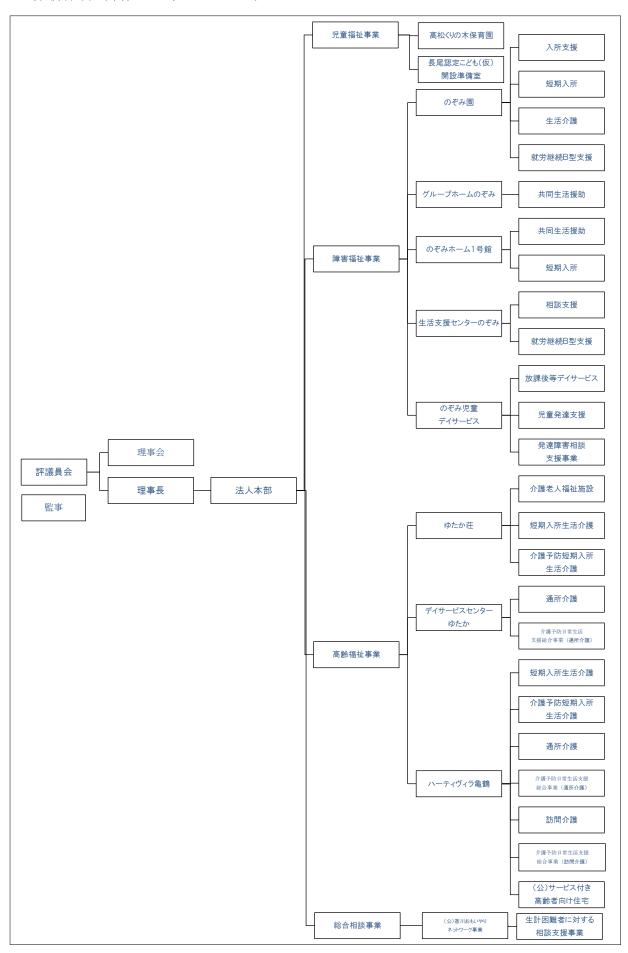
- 1 第一種社会福祉事業
 - ・障害者支援施設の経営
 - ・特別養護老人ホームの経営
- 2 第二種社会福祉事業
 - ・障害児通所支援事業の経営
 - 一般相談支援事業の経営
 - ・保育所の経営
 - ・特定障害福祉サービス事業の経営
 - 相談支援事業の経営
 - ・障害児相談支援事業の経営

- ・ 老人短期入所事業の経営
- ・老人デイサービス事業の経営
- ・老人居宅介護等事業の経営
- ・生計困難者に対する相談支援事業

3 公益事業

- ·居宅介護支援事業
- ・サービス付き高齢者向け住宅事業

4 業務体制(平成30年4月1日~)



平成30年度 のぞみ園 事業計画

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)」が制定されて6年目を迎える。

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援が総合的かつ計画的に行わなければならないことを目的としている。

平成30年度に、障害者総合支援法の一部が改正され、また、障害者福祉サービスの報酬も改定され、当法人でも、制度の変更や利用者のニーズに合った支援や計画が求められるようになってきており、それらを踏まえ、平成30年度の事業計画を策定する。

【目標】

- ・利用者の意思及び人格の尊重
- ・利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供
- ・就労支援への取り組み
- ・安心安全な生活環境作りと整備

【課題】

- 発達障害児支援事業の充実
- 相談支援事業の充実
- ・ 高齢利用者対応の検討
- ・グループホームの充実した運営

【主要事業】

- 1 施設入所支援事業
- 2 生活介護事業
- 3 就労継続支援B型事業
- 4 共同生活援助事業
- 5 障害児通所支援事業、発達障害相談支援事業 (ほっとすてっぷ) の受託
- 6 相談支援事業

1 施設入所支援事業

入所する利用者に、主として入浴、排泄及び食事等の支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う事業の実施。

<利用定員>

女子寮15名、男子寮15名、南寮20名、短期入所3名

① 方針

下記等の項目について、支援の強化、実施を目指す。

- ・自己選択、自己決定を尊重し、個々のニーズに応じた支援
- ・安心、安全な生活環境づくり
- ・個別に応じた居室空間の整備
- ・安らげる空間の提供と地域移行に向けた支援の実施
- ・居住の場として、夜間の介護、支援
- 休日余暇の充実

② 課題

- 環境整備
 - 雨漏り、フロアなどの補修等施設の営繕補修
- 防犯対策
 - 非常通報装置設置など防犯対策の検討、実施
- 高齢化対策
 - 今後、利用者が高齢化していくことから、今後の高齢者介護施設への移行を踏まえ、のぞみ園での要介護利用者の支援体制の整備やゆたか荘と定期的な情報連絡会の開催およびその他の高齢施設の情報収集

③ その他

将来的な希望も含め、入所希望の相談があった場合、園内で協議し、入所待機者を把握 していく。

2 生活介護事業

主として昼間に、入浴、排泄及び食事等の支援、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助を行う事業の実施。

<利用定員>

入所支援利用者50名、通所利用者9名

(生活介護Ⅰ19名、生活介護Ⅱ20名、生活介護Ⅲ20名)

① 方針

- ・ 重度利用者に対しての構造化、視覚支援、自立課題の提供
- 自己選択、自己決定を尊重し、個々のニーズに応じた支援をしていく
- ・ 利用者の状態、症状に合わせて、グループを分割し、継続して支援できる体制をつ くる
- ・ 利用者が意欲を持って参加し、楽しめる日課の継続的な検討
- エンパワーメント、ストレングス、権利擁護の視点を含めた個別支援計画の作成
- ・ 食事や入浴、排泄などの介護や日常生活上の支援を提供、併せて軽作業等の生産活動や創作的活動を提供
- ・ 強度行動障害の方の理解と支援方法を深めていく

② 事業内容

<行事>

- ・園内行事 花見、クリスマス会、ひなまつり茶会 合同余暇など
- ・園外行事 遠足、テーブルマナー

<余暇活動>

・クラフト、音楽、スポーツ、カラオケ、書道など

<地域交流>

- ・ 園内のもちつき、ひなまつり茶会や園外のいきいき福祉まつり、しょうぶまつり、 ふれあいウォーク、かぐや姫カーニバルなどの行事に参加する。
- ・ 小中学校生との交流会の開催

<医務>

·健康診断、定期健診、健康管理、衛生管理

<給食>

・栄養ケアマネジメント、栄養管理、献立作成

<環境美化>

・年2回の親子共同作業、大掃除

<研修生受け入れ>

・実習生(学生)の計画的な受け入れ

<スポーツ大会等参加>

・ 知的障害者福祉協会等が主催する各種スポーツ大会に参加、園内における練習計画

<地域療育等支援事業>

• 外来療育、訪問療育

<委員会活動>

・安全委員会(月1回)、保健栄養委員会(3か月に1回)

3 就労継続支援B型事業

年齢や心身の状態等の事情により、事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援 によっても雇用されるに至らなかった者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就 労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う事業の実施。 平成30年3月末現在、13名が利用している。

① 方針

- ・自己選択、自己決定を尊重し、個々のニーズに応じた支援をしていく
- ・作業内容、本人ニーズ、ストレングスを反映した個別支援計画の作成

② 事業内容

- ・ ダンボール組立作業、箱貼り作業、和三盆詰合せ作業
- さぬき市社協タオル洗濯、ゆたかディ事業所のおしぼりの洗濯
- 菓子工房におけるパウンドケーキ、クッキー、パンなどの製造
- ・ 施設外支援として、ゆたか荘における清掃作業、バスタオル洗濯、シーツたたみなどの 作業
- ・ デイサービスゆたかの風呂掃除、環境美化

4 共同生活援助事業

地域で共同生活を営むのに支障のない者に、主として夜間において、共同生活を営む住居において行われる相談その他の日常生活上の援助を行う事業の実施。

<利用定員>

グループホームのぞみ(女性6名)、のぞみホーム1号館(男性7名) のぞみホーム1号館併設短期入所(男性2名)

① 方針

・健康で安心できる共同生活を支援する

② 事業内容

- ・買い物外出、地域の行事などを通じての社会参加を促していく。
- ・自己選択、自己決定を尊重した支援
- ・通院、食事などを通じた健康管理
- ・定期的な環境美化、衛生管理
- ・入浴、排泄などの生活支援

5 障害児通所支援事業

児童発達支援及び放課後等デイサービスをのぞみ児童デイサービス事業所で運営し、発達が気になる児童の通所事業所として、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応するための療育支援を行う事業。

さぬき市から「発達障害相談支援事業」を受託し、発達障害をもつ当事者や家族の支援を行う。

① 方針

- ・ 障害のある幼児・児童・生徒に、個別的、集団的な活動・遊びを通して、日常生活や社 会生活に必要な療育支援・訓練を行う。
- ・ 保護者及び関係機関との連携を密にし、一人ひとりの将来を見据えながら、年齢や発達 段階に合った自立支援を目指す。

② 主要事業(多機能型事業所 定員20名)

• 児童発達支援

発達の気になる就学前の幼児に早期療育を行う。また、高等学校・特別支援学校高等部に通学していないか、支援を要する15歳から18歳の生徒の療育を行う。

・ 放課後等デイサービス

個々の児童生徒(6歳~18歳)に応じた、生活上の不便への手立てを見出し、共にマンパワーに視点をおいた成功体験を重ねながら、自立への支援を行っていく。

発達障害相談支援の受託

発達障害をもつ当事者及び家族、支援に携わる職員等を対象に相談を受け、直接の療育 支援や基本的支援が行えるスキルの習得を図る。

③ 事業内容

- 児童発達支援
 - 開所日 月曜日~金曜日及び月二回の土曜日の午前9時~午後6時 (必要に応じて、前後各一時間以内の延長支援を行う。)
 - 休所日 上記以外の土・日・祝日及び12月29日~1月3日
 - 内容 基本的身体動作及び言語などの訓練 (PT配置)、日常生活動作習得、 コミュニケーションスキル獲得、ルールやマナーの習得、遊びスキルの習 得、季節行事体験、地域交流など
- ・ 放課後等デイサービス
 - 開所日 授業日の放課後、月曜日~金曜日、下校時刻~午後6時 月二回の土曜日の午前9時~午後6時 長期休業中・振替休業日は、月曜日~土曜日、午前9時~午後6時 (必要に応じ、いずれも前後各一時間以内の延長支援を行う。)
 - 休所日 上記以外の十・日・祝日及び12月29日~1月3日
 - その他 下校時刻に合わせて、学校まで迎えに行く
- 発達障害相談支援
 - 開所日 月曜日~金曜日及び月二回の土曜日の午前9時~午後6時
 - 休所日 上記以外の土・日・祝日及び12月29日~1月3日

6 相談支援

生活支援センターのぞみにおいて、在宅の障害者の方や、家族が住みなれた地域でより良い生活が続けることができるように、必要なサービスの紹介や情報提供など、様々な相談を受け付ける事業。

相談支援専門員2名で実施している。

サービス利用計画、モニタリング等の特定相談を重点的に取り組んでいく。

① 方針

- ・障害のある方が安定した生活が送れるように支援する。
- ・一人ひとりに寄り添った支援が提供できることを目指す。

② 主要事業

• 指定特定相談支援

障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児、地域相談支援を申請した障害者に対して、サービス等利用計画を作成して、サービス事業所等との連絡・調整を行い利用者に対して、よりよいサービスが受けられることを目指す。

また、定期的にモニタリングを実施して利用者の状況を把握し、モニタリング報告書を作成する。必要があれば、計画の見直しを行う。

これまでの市・町からの委託で行っていた基本相談も引き続き行う。

サービス利用計画費

16,000円×100名

継続サービス利用支援(モニタリング) 13,000円× 40名

• 障害児相談支援

障害児通所支援を申請した障害児に対して、障害児支援利用計画を作成して、サービス事業者等との連絡・調整を行い障害児に対してよりよいサービスが受けられることを目指す。

また、定期的にモニタリングを実施して障害児の状況を把握し、モニタリング報告書を作成する。必要があれば、計画の見直しを行う。

障害児支援利用計画費

16,000円×70名

継続障害児支援利用援助(モニタリング) 13,000円×20名

• 指定一般相談支援

〇 地域移行支援

障害者支援施設、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者、 精神病院に入院している精神障害者が地域生活に移行するための活動に関する相談 等を行う。

〇 地域定着支援

居宅において単身で生活する障害者や、居宅において同居している家族等が疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者に対して、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる方に対して、相談その他の支援を行う。

③ 事業内容

サービス等利用計画・障害児支援利用計画については、利用者からの依頼を受けて実施する。また、指定一般相談についても、利用者からの依頼を受けて実施する。

基本相談等については、以下の内容で実施する。

• 相談支援

障害のある方やその家族の困りごと等の相談を受け、よりよい生活が続けられるように支援する。

- ・ 自立支援 在宅での生活がより安定したものになるような支援体制を作る。
- ・ 発達支援 本人・保護者が安心して地域で生活できるための具体的な支援を検討したり、専門 機関等に繋いでいく。
- ・ 入所支援 在宅での生活が困難になってきた方に対して、適切な生活の場が提供できるように する。
- ・ 大川圏域自立支援協議会 地域課題の解決のために、運営会議・定例会に参加し、検討をする。

8 その他の計画

- ・ 企画調整会議、職員会議、寮会議を定期的に開催し、組織的運営を推進する。
- 職場研修を年10回程度実施し、内容の充実を図る。
- ・ 安全対策委員会、保健・栄養委員会、レクリエーション委員会、研修委員会を開催し、 委員会活動の充実を図る。
- ・ 多くの保護者の参加を得て、日帰り遠足を実施する。

平成30年度 特別養護老人ホームゆたか荘 事業計画

平成30年度は3年毎の介護報酬改定があった。内容としても特別養護老人ホームの機能を評価するものであり、医療ニーズに対応し終末期を過ごすにふさわしい体制整備として「配置医師緊急時対応加算」の新設、また「看取り介護加算」の充実に加え、「排泄支援加算」「褥瘡マネジメント加算」「低栄養リスク改善加算」等、重度化に対応できる体制が求められている。

介護を必要とされる方が増え、その支え手が減少していく中、国が推進している地域包括ケアシステム(中重度の要介護者も含め、だれもが適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制)の整備が進められており、ゆたか荘でも地域での特別養護老人ホームの役割を明確化し、医療と介護が連携し、安心・安全で、自立支援・重度化防止につながる質の高いサービスが実現できるよう、職員が一丸となって努力していく。

また、社会福祉法人による「地域における公益的な取組み」として、これまで担ってきた福祉サービスや、現在参画している「香川おもいやりネットワーク事業」以外にも、職員の専門性やノウハウ、地域や学校関係者とのネットワークを活かし、高齢者・障害者が安心して暮らせる社会づくりにも協力していく。

地域での「福祉」の啓発と介護サービスの質の向上に向けて、当法人はもとより、周辺施設に勤務している介護職員の方々にも身近にスキルアップできる環境を目指し、介護実務者研修の講座をゆたか荘で開講することも検討している。

地域が一体となって、介護や認知症についての理解を深め、誰もが温かな心とやさしい目で見守り、 地域の中でお互いに助け合える社会になるよう、施設の持つ専門性を活かしながら、社会福祉法人とし ての役割も果たしていく。

I 運営体制

【方針】

- ・ 職員の介護技術の向上に常に取り組み、ご利用者・ご家族にとって安心・安全な介護を行う。
- 家庭的な雰囲気を大切にしながら、心のこもった介護を行う。
- ・ ご利用者の尊厳とプライバシーを守る。

【目標】

- ・ 医療と介護が連携し、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの 提供
- 生きがいや喜びが感じられる、こころ豊かな暮らしの提供
- ・ 専門職と連携し、自立支援・重度化防止に向けたリハビリテーションの充実
- ・ ご利用者の視点に立った生きがいや喜びが感じられる暮らしの提供
- 各委員会の専門性と活性化を図る
- 口腔衛生管理の充実と栄養改善に向けた取組み
- ・ 家族と多職種が連携し、想いを大切にした看取りケア
- ・ 優秀な福祉人材の確保と育成
- 福祉の啓発と地域貢献活動

効率的運営と安定的経営

【モットー】

『 人生ゆたかに 老後ゆたかに 長寿を支える 』 ゆたか荘

【主要事業】

・ 介護老人福祉施設の運営(定員50名)

日常生活継続支援加算、初期加算、看護体制加算 I,Ⅱ、経口維持加算 I,Ⅱ、 口腔衛生管理加算、口腔衛生管理体制加算、看取り加算、認知症専門ケア加算 II、 個別機能訓練加算、夜勤職員配置加算 I、栄養ケアマネジメント加算、療養食加算、 低栄養リスク改善加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算、介護職員処遇改善加算

・ 短期入所生活介護(介護予防)の運営(定員20名)

サービス提供体制加算、看護体制加算 I,II、夜勤職員配置加算、送迎加算、介護職員処遇改善加算、認知症専門ケア加算 *人員配置により変動あり

【数値目標】

- 介護老人福祉施設 稼働率平均98%(49人)の維持
- ・ 短期入所生活介護(介護予防) 稼働率平均95%(19人)の維持

【その他】

- ・ 職員会議の開催(月1回)
- 各部署会議の開催(月1回)
- 各委員会の開催(月1回、隔月)
- サービスステーション会議の開催(月1回)
- ・ 施設内研修の強化
- ・ 全国、四国ブロック、県内の各種研修会や大会に積極的に参加
- ・ 香川おもいやりネットワーク事業への参加・協力
- ・ 地域における公益的な取組みへの強化

Ⅱ 各部署 事業計画

(生活相談員)

方針

- ・ 介護や医療との連携、家族連絡調整を行うことで、ご利用者の情報の共有化を目指す
- ・ ご利用者のニーズの把握に努め、円滑な利用受け入れや安心して利用できる環境を整える

目標

- ・ ご利用者、ご家族、社会資源との連絡調整の円滑化
- ・ 生活の質の向上のための各部署の連携の強化

主要事業

- 長期・短期利用者の利用相談やその調整
- ・ 入所検討委員会に関すること
- 生活保護に関すること
- ・ 介護報酬変更に伴う事務処理やご家族への説明に関すること
- ・ 苦情等の相談対応
- ・ 短期利用者の担当者会やカンファレンスの参加
- ・ ご利用者の送迎に関すること
- ・ 各種研修への参加
- ・ 各種行事への参加・協力
- ・ 家族会への参加

(サービスステーション)

方針

・ ご利用者の尊厳ある生活が継続できるよう、心身機能の維持・向上を図る。

目標

・ 専門職との連携を図りながら、個々の心身の状況に合わせたサービスを提供する。

主要事業

- ・ 残存機能を活用し、日々の生活を支援
 - ・ 安心して過ごしていただける環境の整備
 - 機能訓練士と連携し、機能訓練の強化
 - ・ 生活を豊かにする行事の計画及び開催
 - ・ サービスステーション会議、フロア会、各委員会、研修会の内容充実(参加率80%

以

上)

- ・ ケアカンファレンスへの参加(参加率80%以上)
 - ・ 担当者意識の向上
 - ・ 職員が働きやすい職場環境の整備
 - ・ 人材育成に対するシステム強化(0,JT)
 - 各部署との連携強化

(医務)

方針

- ・ 利用者の疾病治療に関し、プライバシー保護を徹底する。
- ・ 安全管理、衛生管理を徹底し、利用者が安心できる医療を提供する
- ・ 利用者、ご家族の意見・立場を大切にし、説明と理解・同意に基づいた信頼される医療を提供する
- ・ 医療機関・地域・多職種との密な連携を図り、より良い医療を提供する
- ・ 常に知識と技術の研鑽に努め、高齢者医療の向上を追求する
- 他職種への医療教育、各委員会への協力を行う
- 高い倫理観を持ち、安心できる看取り期のケアを提供する

目標

・ 高齢に伴う疾病や日常生活の低下など、ご利用者の気持ちに沿った心のこもった適切な医療 や機能訓練の提供を行う

主要事業

- 健康管理(年1回の採血、結核検診)、定期受診及び体調不良時の早期受診
- 感染症対策委員会(月1回)の開催
- 医療研修の実施
- 感染症発生時の感染症対策の実施、委員会の開催
- ・ 介護職員に対しての年2回の健康診断、腰痛検診の実施
- ・ カンファレンスへの参加
- ・ 行事への協力

(給食)

方針

- ・ ご利用者一人ひとりに合った食事形態での食事提供
- ・ コスト管理の徹底
- ・ ご利用者の状態に応じた栄養管理の実施

目標

- ・ 給食サービスの安定充実
- ・ 食の楽しみの提供
- ・ 栄養ケアマネジメントの充実

主要事業

- ・ 一人ひとりに合った栄養管理
- 給食管理、他職種との連携、委託業者との連携
- ・ 徹底した衛生管理
- ・ 食事のアンケートの実施(年1回)
- 会議の開催(月1回)
- 研修会の開催、参加
- カンファレンスへの参加
- ・ 行事への参加協力
- 喫茶の開催(月3回)
- ・ 家族会への参加と食事提供(年1回)
- ・ 感染症対策委員会に関すること
- ・ 経口摂取推進委員会に関すること
- 栄養ケアマネジメントに関すること

(介護支援専門員)

方針

- ご利用者一人ひとりの希望やニーズの把握に努め、施設介護サービスを提供する
- ・ ご利用者、ご家族、各部署と連携、情報を共有し、チームケアを目指す

目標

- ・ ご利用者、ご家族、各部署から情報を得て、アセスメント、モニタリングを行い、一人ひと りの利用者に合ったプランを作成する
- ・ ご利用者、ご家族、各部署参加のケアカンファレンスを開催し、ケアの検討、調整、統一したケアの提供を行う
- ・ 施設御利用者の希望を叶える支援(外出等)を実施し、これまで築き上げた関係性の施設を ご利用することで新たな可能性を見出し、全ての皆様の人生が、より良いものになるよう携わ っていく。

主要事業

- ・ ご利用者、ご家族、多職種から情報収集を行い、アセスメント、モニタリングによりケアプランの作成・見直しを実施する
- ケアカンファレンスの開催
- ・ ご利用者、ご家族からのケアの相談、要望に対応する
- ・ 委託による要介護認定調査(高松市・さぬき市)
- ご利用者の介護保険、要介護認定更新の申請代行
- ・ 研修会に参加し、マネジメント力の向上に努める
- ・ 行事・外出に参加協力
- ・ 家族会に参加協力
- 香川おもいやりネットワーク事業参画法人としての相談・支援担当

(地域施設連携担当)

方針

・ 施設ご利用者の保護・権利擁護、サービスの質の確保に努めるとともに、有する資源やノウハウを活用し、地域福祉の拠点として関係機関と連携を図り、積極的な地域貢献を展開していく。

目標

- ・ 継続出来ている活動(保育所及び小学校を含めた地域団体との定期的な交流や、あいさつ運動、地域及び前山地区クリーン活動など)の充実を図る。
- ・ 法人理念の「社会づくり」を実現するためにも、近隣自治会や社会福祉協議会等との連携・ 交流を深め、福祉に対する啓発活動に努める。

主要事業

- ・ あいさつ運動、地域クリーン活動等の地域貢献活動・地域交流活動の継続 地域及び家族参加型の行事を立案・実施するとともに、地域の福祉ニーズに対し、先駆的・ 実践的に取り組む。
- ・ 施設利用者の尊厳・権利擁護等に関すること 施設を利用することで限界をつくらないよう、行動範囲の拡大、夢(希望)の実現等を図る ことで可能性を広げる。
- ・ 関係機関との連携・連絡の推進 地域社会の中で、生活していくために必要なサービスを、充分に受けることが出来ないまま でいる人がないよう、関係者との連携のなかで、問題を発見し対応していく。

ゆたか荘が地域福祉の拠点として活動する。また、その中でも利用家族との連絡・連携を、 家族会開催等を活用することで密にし、協力体制の強化を図る。

- ・ 災害時の拠点となれるような取り組みの実施 火災・土砂・地震の各災害を想定した訓練を定期的かつ計画的に実施することにより、万一 の際も適切な行動が行えるようにし、利用者の安心・安全な生活を保護する。
- ・ 広く情報発信できるよう、情報伝達機能の充実を図る。 ホームページ及び会報誌において事業計画・報告、行事紹介等を行い、情報を発信する。 また、施設における活動の公正さを保つために、福祉サービス第三者評価を積極的に受審 し、社会ニーズに対し、柔軟に対応していく。
- ・ 専門的知識・技術の修得及び発信等に努める 専門職であることを自覚し、常に向上心をもてるような職場環境を作り、職員研修、外部研 修、資格取得への参加を推進する。

小・中学生や地域住民に対し、認知症の正しい理解と対応を普及していくため、認知症サポーター養成講座を地域包括支援センターと協力のうえ推進していく。

(機能訓練士)

方針

- ・ ご利用者の身体状況を把握し、理学療法士と連携を図りながら、プログラムを展開し、支援 していく。
- ・ ご利用者・ご家族の意向を確認しながら、多職種と連携しチームケアを目指す。

日標

- ・ ご利用者の身体状況等をアセスメントし、一人ひとりのプログラムを適切に作成する。
- ・ カンファレンスに参加し、ご利用者・ご家族の意向を確認したうえで、日常生活動作 (ADL) の低下防止及び生活リハビリを中心としながらも質の向上と自立に繋がる支援をする。

主要事業

- ・ ご利用者の身体状況を把握し、適切な機能訓練計画書を作成・見直しを行うため、理学療法 士を含む多職種と連携し、アセスメントの充実を図る。
- ご利用者及び御家族、他職種からの相談・要望に対応していく。

(歯科衛生士)

方針

・ 毎月の口腔ケア研修により、職員全員が口腔ケアについて同じ認識を持ち、知識及び技術を 共有する。

目標

ご利用者一人ひとりにあった口腔ケアを行う。

主要事業

- ・ 年1回(4月)協力歯科医院による歯科検診を実施。検診結果による歯科医に指示を受け、 治療及び今後のケアを検討する。
- 外部研修等に参加し、知識や技術を日々の口腔ケア・口腔体操に取り入れる。

- ・ 口腔体操の内容を検討し、ご利用者が興味をもち参加して頂けるよう工夫する。
- 誤嚥性肺炎での入院者の減少を目指す。

Ⅲ 各委員会活動(月1回)

1 身体拘束 · 虐待防止委員会

ご利用者の尊厳と想いを大切にした個別ケアの提供

2 安全対策委員会

ヒヤリ・ハッとの行動に気づく等、行動予知をし、未然に事故を防ぐ

3 レクリエーション委員会

レクリエーションを通じて喜びや楽しみの提供を図り、人と人の繋がりを深める

4 くもん学習療法委員会

くもん学習療法を通し、一日一日を楽しく笑顔溢れる時間を過ごす

5 研修委員会

専門知識の習得、技術の向上のために、参加したい・聴講したいと思える教育・研修プログラムの充実を図る

6 感染症対策委員会

抵抗力の弱い高齢者を守るために、必要な感染予防対策を実践する

7 入所検討委員会

委員会の中で公平に入所者の選定を行い、スムーズなご利用につなげる

8 業務改善・サービス向上委員会

サービスの質の向上と職員が働きやすい職場つくりの推進に努める

9 医療ケア対策推進委員会

介護・看護職員が連携し、ご利用者に安心で安全な医療ケアの提供を行う

10 防災委員会

火災・土砂災害・地震を想定した避難訓練を定期的に実施するとともに、備蓄品の充実と 管理に努める

11 経口摂取推進委員会

歯科衛生士・管理栄養士・看護師・介護職員が連携し、最期まで美味しく食事がとれる

うな取り組み・支援を行う

12 介護技術向上委員会

ご利用者の心身の状況や生活スタイルを把握したうえで、現在の支援方法について検

見直しを行い、ケアの標準化を図る。最新の研修を受講した職員の声を反映し、技術・知識・意識の向上を目指し、介護福祉士取得を目的の一つとする。

Ⅳ 年間行事予定

ょ

証•

4月 お花見

5月 鯉のぼりを楽しむ会(地域交流行事)

6月 宝円寺春市

- 7月 七夕まつり・行基ハイツ夕涼み会
- 8月 納涼夏祭り
- 9月 敬老会・遠足
- 10月 いきいき福祉まつり
- 11月 菊花ドライブ・バス遠足
- 12月 忘年会・餅つき大会
 - 1月 新年会
 - 2月 節分豆まき
 - 3月 開荘記念日を祝う会・ひな祭り会・のぞみ園ひな祭り会

V 全国老人福祉施設協議会との連携及び研修参加

- ・ 全国、四国ブロック、県内の各種研修会や大会に積極的に参加
- · 第67回 四国老人福祉施設関係者研究大会(平成30年7月4日~5日 徳島県)
- 四国ブロックカントリーミーティング (平成 30 年 12 月 4 日~5 日 高知県)
- ・ 第17回 四国老施協セミナーへの参加 愛媛県
- · 第75回 全国老人福祉施設大会
- 全国老人福祉施設研究会議
- ・ 全国老人福祉施設協議会、香川県老人福祉施設協議会への協力・参加

VI 自己啓発活動としての研修参加支援

- 研修費補助
- 資格試験日、職務免除(1回目)
- ・ 処遇改善への反映

Ⅲ 香川思いやりネットワーク事業の充実

- ・ 運営委員会への委員派遣
- ・ 実務者の養成
- ・ 地域ネットワーク会議への派遣
- ・ 相談派遣、フードバンク、一時金支出、中間的就労、買物援助、食事サービス等の援助

Ⅲ 施設機能の維持管理

- ・ 空調機器・電灯類の更新
- ・ 経年劣化による修繕、ご利用者の重度化に合わせた環境整備

平成30年度 デイサービスセンターゆたか 事業計画

平成30年4月からの介護報酬改定は、通所介護事業者にとり、厳しい改定となった。

通所事業所の規模区分ごとの全国データでは、大規模事業所ほど利用者一人当たりのコストが低く 収支率が高いとの判断により、規模ごとに基本報酬にメリハリをつけることが色濃く反映される形と なった。

また、利用時間の細分化として、より実態に合わせた時間区分が設定され、2時間ごとから1時間 ごとの区分設定での報酬算定となり、事業運営の見直しが急務である。

当施設は、さぬき市最大規模の事業所として、地域の方々を幅広く受け入れてきたが、今後は、規模区分の見直しが必要であり、平成30年4月から平成31年2月までの間に、利用人数の調整を図っていく必要がある。

また、新たな加算算定として、日常生活動作に着目した機能訓練加算、認知症対象者へのプログラム加算を取得できる体制つくりを行っていく。

これからの在宅サービスの在り方として、自立支援と重度化への予防に向けたより質の高い実践が 求められている。利用者満足度と比例したサービス提供を目指して取り組んでいく。

二年目を迎えたさぬき市介護予防教室委託事業「元気のからくり教室」においては、運動器の機能向上、口腔機能の向上、生活機能低下が疑われる軽度な認知症予防に取り組み、介護予防への効果や地域との繋がりを切れ目なく感じ続けることができる環境づくりを実践していく。

【方針】

(通所介護・介護予防総合事業)

- ・ 介護報酬改定に伴う安定した運営つくり
- ・ 加算算定への整備つくり
- ・ 要介護者個々の目的・趣向に応じたサービス提供の実施
- ・ 安全、快適な環境作りの実施
- 職員間の情報共有と支援内容の統一を図る
- ・ 地域交流の充実
- 第三者評価受審

(からくり事業)

- ・ 登録数拡充への取り組み
- ・ 自主性・主体性のある教室つくり

【事業内容】

- 会議の開催
 - デイサービス会議 (年12回)
 - レクリエーション会議 (年12回)

・安定的運営について

- 利用者数の調整、定員変更の対応
- 利用実態に合わせたサービスへの取り組み
- 事故防止施策の徹底
- コスト管理の徹底

・情報発信の強化

- ホームページ、会報誌での事業報告、行事の周知
- デイサービス通信の充実

・医療・地域在宅支援事業所等との連携強化

○ 地域の連絡会への参加

・ 職員研修の充実

- 職員勉強会(随時)
- 交通安全研修(年1回)

• 地域交流事業

- 地域・家族参加型園外活動行事の立案実施(年2回程度)
- 〇 地域交流(定期的)

• 施設整備関係

○ 建物経年変化の部分補修

・家族との連絡、協力体制の強化

利用者・家族・事業所アンケートの実施(聞き取りアンケート年1回・郵送アンケート1回)

・非常災害時の対応

- 防災訓練 年2回
- 消火器等の使用訓練 年2回
- 災害備蓄品の点検・管理

平成30年度 ハーティヴィラ亀鶴 事業計画

【方針】

法人内での連携、ワンストップサービスの実現のため、様々な相談事例について、包括的な相談体制を構築する。

また、来年度に隣地に開設する長尾認定こども園(仮称)との協力体制を検討し、高齢者と子ども が生き生きと生活できるエリア・施設の機能を確立する。

【施設内共通事業】

- 事業所連携会議の運営4月、8月、12月、3月
- ・香川おもいやりネットワーク (生活困窮者に対する相談支援事業) の活用と推進
- ・運営委員会への委員派遣(毎月)
- ・実務者の養成
- ・地域ネットワーク会議への派遣
- ・相談派遣、フードバンク、一時金支出、中間的就労、買い物援助、食事サービス等の援助

ハーティヴィラ亀鶴 ショートステイセンター 事業計画

【方針】

- ・共に過ごす支援者として寄り添って生活する
- 情報共有の徹底

【目標】

亀ユニット目標

- ・ゆとりを持った介護、利用者の気持ちを尊重し、寄り添ったケアを行う
- ・丁寧な介助や接遇を行う
- ・余暇の充実、笑って過ごせる環境、活動できる場を提供する
- ・情報共有の徹底
- ・利用者の日々の変化をよく観察する
- ・職員は、心身の健康に留意する

鶴ユニット目標

- ゆとりを持ったケアをめざす
- ・慌てず、急がず個々に合わせたケアを行う
- ・職員間でコミュニケーションが取れ、協力し合える環境づくりをする

数値目標

稼働率95%(19人)

【主要事業】

- ・指定短期入所生活介護の実施 定員20名
- ・指定(介護予防)短期入所生活介護の実施 (定員20名に含む)
- ・利用者処遇に関する会議の運営
- ・職員の技術向上のための研修の実施
- ・行事の起案実施
- ・利用者アンケートの実施(年1回)
- ・緊急時受け入れ態勢の整備

【各種委員会活動】

感染対策委員会 会議の開催 月1回

- ・時期毎に情報収集を行うとともに、感染経路の遮断に勤め、感染経路の蔓延を防ぐ
- ・利用者の身体状況を観察し、感染症発生時の迅速・適切な対応で蔓延を未然に防ぐ
- ・感染対策委員を中心に勉強会を行い職員の意識レベルを向上する

レクレーション委員会 会議の開催 月1回

- ・個々の残存機能に合ったレクレーションを提供する
- ・他者とのつながりを持ち心身機能の活性化・意欲向上につなげる
- ・行事、慰問を通じて地域交流を充実させる

安全対策委員会 会議の開催 月1回

- 安全な介護技術、安全な環境整備の検討。
- ・ヒヤリハットや事故報告の分析。
- ・事故防止や発生した事故の対策と今後の対応の検討実施。
- 見直し、改善の周知徹底。

生活向上委員会 会議の開催 月1回

- ・利用者の状態の把握
- ・より良いケアが提供できるよう、多職種との意見交換

ハーティヴィラ亀鶴 デイサービスセンター 事業計画 【方針】

- ・ご個々のご利用者のニーズに適したサービス提供の実施
- ・清潔な環境、安全・安心な空間づくりの実施
- ・職員間での統一した支援の実施
- ・関係各部署との情報共有、スムーズな支援の実施

【目標】

- ・一人でも多くの方に利用ができるよう定員の充足に努める
- ・自立支援に向けてのサポート強化に努める

・家庭との連携を密にし、機能低下が起こらないよう機能訓練を行う

【主要事業】

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- ・通所介護事業の実施(1単位5時間~6時間 定員35名)
- ・さぬき市総合事業「からくり教室」の受託(毎週水曜日 定員10名)

【会議研修】

- ・デイサービス会議と委員会の運営(月1回)
- ・職員研修の実施
- ・利用者安全・暮らしの研修(年2回)
- ・利用者アンケートの実施(年1回)
- 運営強化事業
- 資格取得支援

ハーティヴィラ亀鶴 ヘルパーステーション 事業計画

【方針】

ご利用者の尊厳とプライバシーを守りながら、サービス提供中に「幸せ」を感じられる時間を 提供する。

- ・ヘルパー技術の向上に努める
- ・自信と喜びを提供する

【目標】

自宅で永く過ごせるように、家族や他の福祉サービス事業者と連携を取りながら、適切な支援 と介護を行う。

【主要事業】

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- ・訪問介護事業の実施
- ・介護保険外サービス(自費サービス)の実施

ハーティヴィラ亀鶴 サービス付き高齢者向け住宅 事業計画

【方針】

日頃から生活状況の観察とコミュニケーションを取りながら、入居者自身の安心と家族の安心 に努める。

【主要事業】

- ・安否確認サービス
- ・健康確認サービス
- 食事サービス
- ・会議の運営(月1回)

- ・研修の実施
- ・利用者アンケートの実施(年1回)
- 利用定員 10室

ケアプランセンターゆたか 事業計画

【基本方針】

在宅で生活される方が その人らしい生活が送れる様にあらゆる支援・社会資源の活用をしていく。 そのための複数の事業者の情報を収集及び提供し、中立公正にその方に合った介護サービス事業所を 選択できるよう支援する。

【事業目標】

介護保険制度、市町村の福祉施策の対応

- ・介護報酬改定により 利用者・家族に説明ができるように把握する。
- ・主任介護支援専門員配置により専門性を高めるとともに、介護支援専門員の指導にも努める。
- ・ 5 年経験の介護支援専門員が主任介護支援専門員の研修が受けられる様支援する。
- ・地域を対象とした介護相談を行いニーズキャッチや効果的な支援につなげる。
- ・主任介護支援専門員更新研修を受けるため 必要な研修に参加できるよう支援する
- ・実務研修実地研修の受け入れ、主任介護支援専門員が対応 事業所内でサポートできるよう支援する。

安定した運営

- ・ケアプラン目標30件。
- ・自己点検を行い業務内容の確認を行う。
- ・要支援ケアプランは地域包括支援センターからの委託を5件まで対応する。
- ・経費削減のため事務用品の節約や訪問時の公用車の効率的な運行で経費全般を節約する。
- ・年1回情報公表、自己評価を行い、事業所の向上を図る。

相談への迅速な対応・援助計画への作成

- ・24時間連絡体制の確保と介護支援専門員同士の連携。
- ・包括支援センターより困難事例に対し迅速に対応をする。

相談援助技術の向上

- ・現任研修、その他研修への積極的な参加をする。(研修計画)
- ・事業所内の事例検討・研修により知識の向上を図る。
- ・他の事業所との合同研修を行い、知識の向上 マネジメントの質の向上を図る。

関係機関との連携強化

- ・病院や他事業所との連携の強化を図る。
- ・関係機関と密にし、要支援者の発見と利用者本位のサービスを実現る。
- ・包括支援センターとの連携により要支援・要介護に移行した際にスムーズな対応が出来るように努める。

【事業所計画】

- ・居宅会議・事例検討会の開催(週1回)
- ・業務内容についての意見交換 書類関係・行政からの連絡事項について 話合い業務が行えるように する。
- 事業所内にて事例検討を行う。
- ・他の事業所との合同研修を定期的に行う。
- ・包括支援センター ケアマネリーダー主催による、年3回に研修に参加し、情報の収集・知識の習得地域ケアマネとのつながりが作れるよう努める。
- ・県長寿社会対策課主催の研修に参加する。
- ・必要な研修に参加し個々・事業所全体のスキルアップに努める。
- ・.主任ケアマネ研修に参加し、質の向上を図る。

【年間計画】

4月	事業所会議 4回(全員参加)
5月	事業所会議 4回(全員参加)
	ケアマネリーダー等 研修打ち合わせ (鎌倉)
6月	包括支援センター主催研修 (全員参加)
	ケアマネリーダー等 研修打ち合わせ (高村)
7月	事業所会議 4回(全員参加)
	事業所会議4回(全員参加)
8月	集中減算書類作成(担当 山本)
	主任ケアマネ研修 1名参加(山本予定)
9月	事業所会議 4回(全員参加)
10月	事業所会議 4回(全員参加)
11月	事業所会議 4回(全員参加)
12月	包括支援センター主催 研修会 4名参加
1月	事業所会議 4回(全員参加)
2月	事業所会議 4回(全員参加)
	集中減算書類作成(担当山本)
3月	事業所会議 4回(全員参加)
	東讃地区主任ケアマネ研修主任 (ケアマネ)

平成30年度 高松くりの木保育園 事業計画

高松くりの木保育園は、平成30年4月から、定員105名で開園する。

高松市の待機児童問題への対策だけではなく、保育方針やその内容が支持され、信頼される保育園であるために、子ども、保護者、地域、そして保育者が、共生(ともに生きる)・共育(ともに育つ)の精神を醸成できる環境づくりに努める。

子どもや保護者から選ばれる保育園となるため、当園の強みを継続的に発信し、地域の子育ての拠点として保育園を開放するとともに、多種別の福祉サービスを提供できる当法人の特長を生かした相談拠点として、地域や関係機関との連携を図りながら、事業を進めていく。

また、多くの園児の受入れを行うため、職員の確保を重点的に行い、より質の高い教育・保育が提供できるよう、保育士の専門性の向上に取り組むと同時に、情報通信技術(以下、ICT)の 導入により、業務の効率化を図り、職員のモチベーションアップや処遇改善につなげていく。

【保育理念】

法人理念に基づき、あらゆるサポートや機会の提供を行い、大人になり、社会に出てものぞみを持って豊かな心で生き抜く基礎を養う。

子どもたちが幸せに過ごせるよう、乳幼児の健全な発達を助長し、家庭的な保育を実践する。

【方針】

- ・ 保育内容と職員の充実により、計画定員の早期充足を達成し、安定した運営をしていく。
- ・ 今後の幼保連携型認定こども園への移行を視野に、子ども一人ひとりの育ちを支える教育・保育を行う。
- ・ 地域教育を重んじ、地域行事へ参加することで、伝統を継承し、地域の魅力を楽しめる子ども を育てる。

【目標】

- 笑顔であいさつ
- 利用者や地域の方々とのつながりを大切にし、心を向けて信頼関係を築く。

【運営計画】

- ・ より質の高い教育・保育を実践する
 - 保育所保育指針に基づき、園児の発達の連続性を考慮して、0 歳児から小学校就学前までの一貫した教育・保育を展開していく。乳幼児の理解に基づいた指導計画にあたり、PD CA サイクルを用いて質の向上を目指す。
 - 乳幼児が自ら色々な発見をすることができる環境設定や、継続して遊びを繰り広げることができる環境づくり、年齢を超えた子ども同士の関わりが自然にできる環境づくりを進め、発達に即した教育・保育内容の充実を図る。
 - 緩やかな担当制・異年齢グループ・少人数グループでの保育の実践を通し、一人ひとりの発達に即した、よりきめ細やかな保育を行う。

- ICT 活用により、保育士の業務省力化を図り、少しでも多くの子どもたちの育ちに寄り添える時間をつくる。
- ・ 保育者としての専門性を高める
 - 園内研修を充実し、職員一人ひとりが園の理念・目標を理解し、教育・保育の実践を行う。
 - 自己評価を用いて、自己の課題を明確にした上で教育・保育を実践し、評価、改善を行い、更なる向上につなげる。
 - 共育(ともに育つ)支援を行う。具体的には、ホームページ、クラスだより、連絡ノート等を活用し、教育・保育内容・子どもの育ちを保護者に分かりやすく発信し、育ちを共有していく。

・ 食育の推進

- オープンキッチンを生かした食への興味・関心への取り組みや、管理栄養士・調理師と連携を図り、野菜栽培やクッキング等の体験や、日常の保育の中に食育を意識した活動を多く取り入れる。
- 保護者にも「食」の大切さを分かりやすく伝えるため、献立表を工夫し、講座等を実施する。
- ・ 地域における公益的な取組
 - 自治会や地域コミュニティーセンターと連携し、地域行事へ参加する。また、地域が活気 づく活動に協力する。
 - 地域ボランティアの積極的な活用で、園運営への協力と透明性の向上を図る。
 - 総合相談窓口を設置する。

【定員】

利用定員	105 名							
年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計	
' 图巾	9名	18名	18名	20名	20名	20 名	105名	
目標	9名	18名	18名	10名	10名	10名	75 名	
特別保育	延長保育、	障害児保育						

【職員数 (採用計画)】

	園長	(主任)保育士	保育士	管理栄養士	調理師	看護職員	事務員
		<正職員>	<パート>	栄養士			
平成 30 年 4 月 1 日	1名	13 名	4名	3名	1名	0名	1名
平成 30 年度末	1 1/7	18 名	6名	0 17	1 17	1名	1 27
(目標)	1名	(※5名)	(※2名)	3名	1名	(※1名)	1名

※採用人数は、長尾認定こども園(仮)職員準備職員を含む。